

事務連絡

平成29年 7月19日

各町村廃棄物行政担当課 御中

東京都島嶼町村一部事務組合
廃棄物対策課

受入基準の徹底について

日頃より、当組合の運営にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

先般、八丈島一般廃棄物管理型最終処分場において、住民から「三宅島からの焼却灰に釘が混入されている」との指摘がありました。

当組合の処分場受入基準では、「金属等の異物が混入しないように、予め確認すること」としており、受入不適物と判断された場合には、各町村負担により原則として返送させていただいております。

各町村におかれましては、焼却灰搬出時の確認、分別収集時の島民への周知等により、受入基準の遵守を徹底していただきますよう、改めてお願い申し上げます。

担当 廃棄物対策課
和田・寶田